

営業所専任技術者等の業務におけるテレワークの活用について

令和3年12月 山口県土木建築部監理課

建設業における働き方改革の推進、社会におけるテレワークの定着等の背景を踏まえ、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」が改正されました。

適用：令和3年12月9日から

1 改正内容

建設業法に基づく経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人に求められる『常勤』について、テレワーク※を行う場合も含む。

※営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。

2 詳細

別添「営業所専任技術者等のテレワークに関するQ&A」のとおり

3 留意事項

営業所専任技術者等がテレワークを実施するにあたって、許可行政庁へ申し出る必要はありませんが、通報等があった場合、建設業法第31条に基づく立ち入り検査が適用されることがあります。